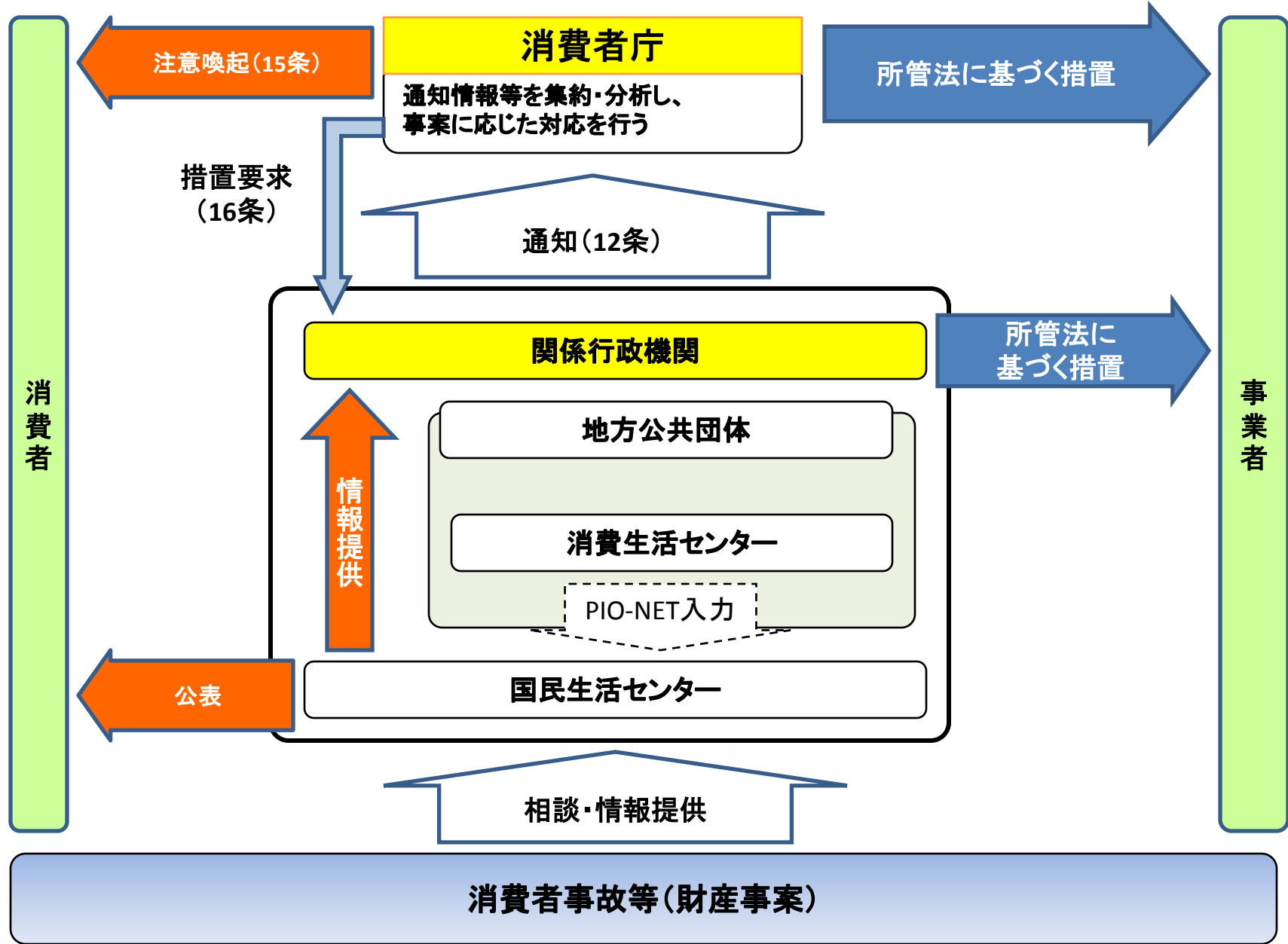


財産に対する重大な被害の発生・拡大防止の  
ための行政措置  
＜主要な論点＞

平成23年11月  
消費者庁

# 1. 財産事案に関する情報収集・対応 (消費者安全法と他省庁所管法令との関係等)



## 2. 財産事案①

### 財産事案の特徴

被害の状況①: 被害金額 (資料3)

被害金額(既支払金額)は、必ずしも少額にとどまらない。

販売方法・手口別の相談者の平均契約金額・平均支払金額

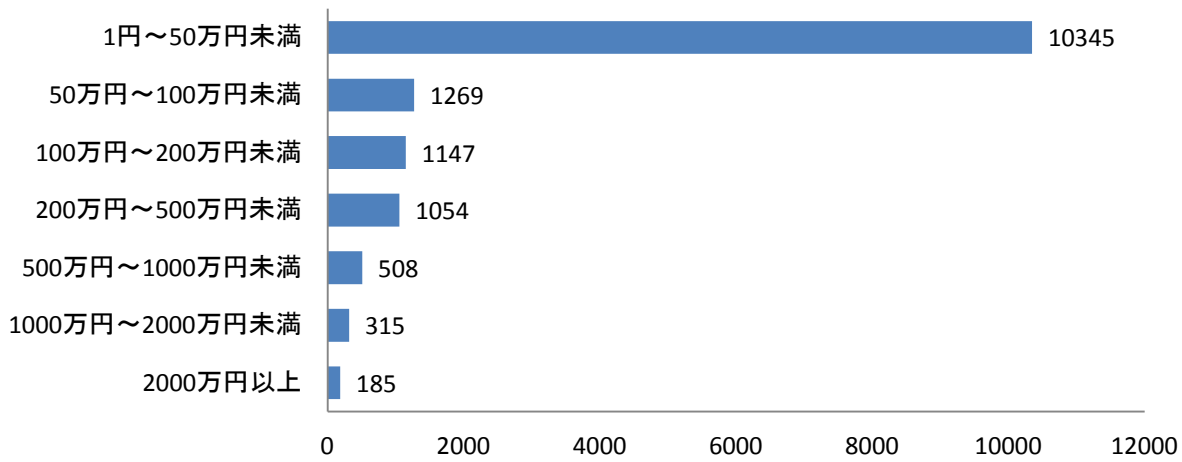
	平均契約金額	平均既支払金額
家庭訪販	1,491,869円	810,021円
電話勧誘販売	2,464,683円	1,686,997円
次々販売	3,684,514円	2,962,070円
利殖商法	6,549,962円	4,881,570円

出典: 国民生活センター編「消費者生活年報2011」 p42  
「2010年度の上位販売方法・手口別にみた相談の特徴」より

# 2. 財産事案②

## 「家庭訪販」の場合

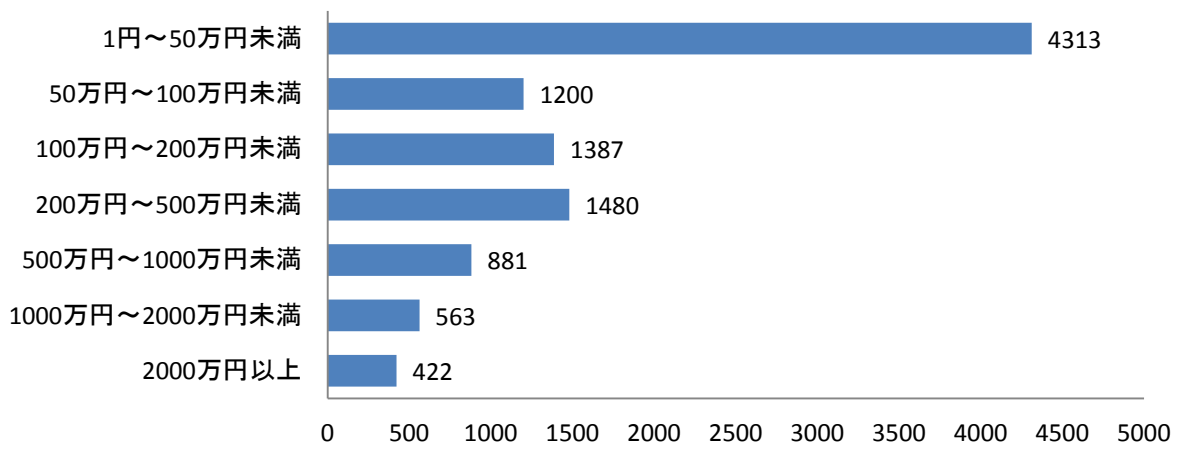
図 既支払額の分布



—総額： 約213億5000万円(14,823件)  
—平均： 約144万円  
—最大額： 3億円  
—最小額： 10円

## 「電話勧誘販売」の場合

図 既支払額の分布



—総額： 約351億9000万円(10,246件)  
—平均： 約343万円  
—最大額： 2億円  
—最小額： 50円

(件)

## 2. 財産事案③

被害の状況②: 相談者の属性 (資料3)

**比較的高い年齢層**からの相談が多い。

販売手法・手口別の相談者の平均年齢

	男性	女性
家庭訪販	59.1歳	63.6歳
電話勧誘販売	57.7歳	62.2歳
次々販売	60.9歳	64.7歳
利殖商法	62.8歳	66.7歳

出典: 国民生活センター編「消費者生活年報2011」 p42  
「2010年度の上位販売方法・手口別にみた相談の特徴」より

# 2. 財産事案④

「次々販売」の場合

図 年齢別分布

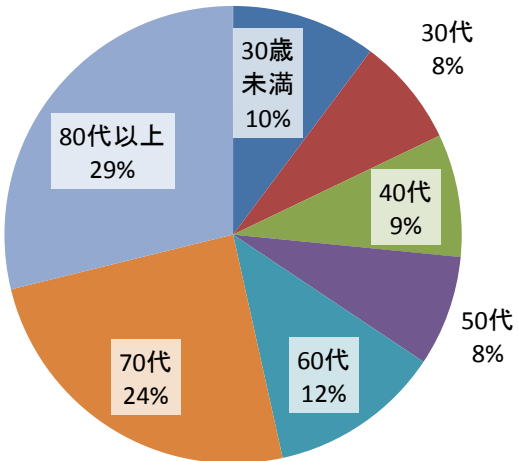
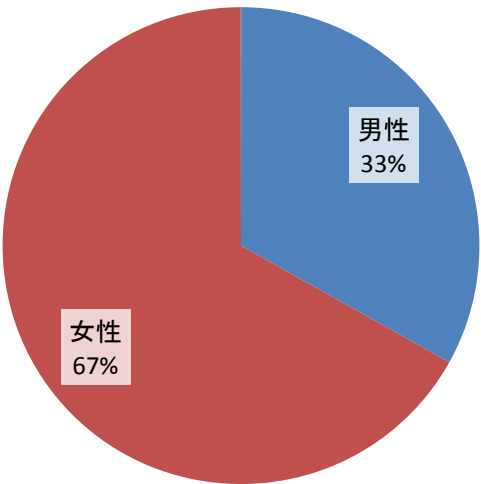


図 男女別分布



「利殖商法」の場合

図 年齢別分布

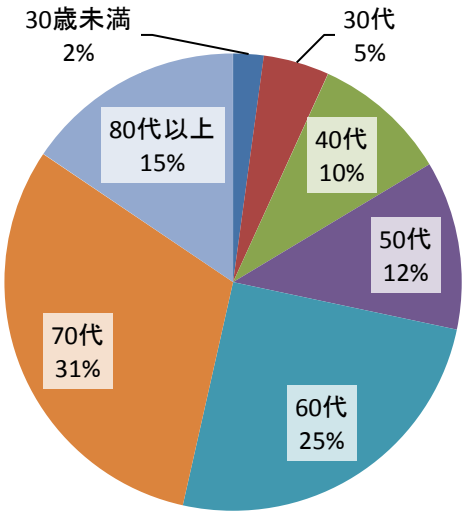
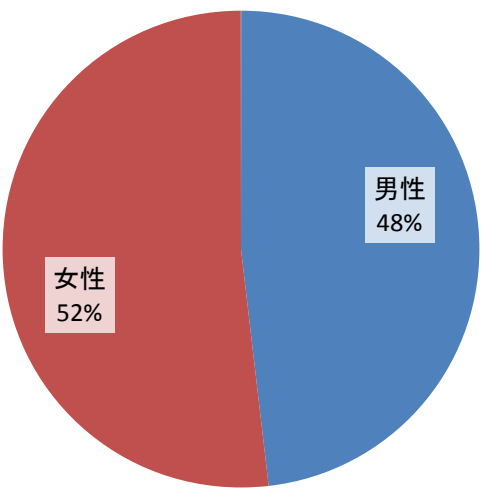


図 男女別分布



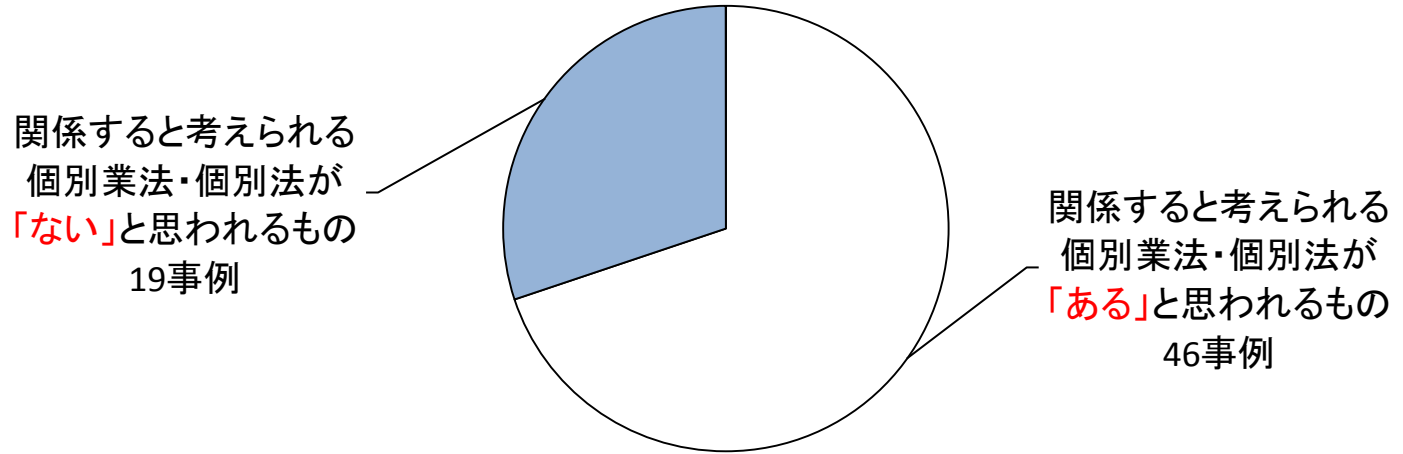
### 3. 財産事案と行政の対応との関係①

財産事案として、具体的にどのようなものが発生しているのか。  
また、それに対して行政がどのように対応しているのか(対応していないのか。)

具体的な事例

(独)国民生活センターによる公表及び消費者庁による注意喚起の事例を分析 (資料4-1及び4-2)

(独)国民生活センターによる公表・消費者庁による注意喚起事例の内訳(計65事例)



(※) 平成21年9月1日(消費者庁設置)～平成23年10月31日の事例

### 3. 財産事案と行政の対応との関係②

○財産事案における「すき間」の存在

⇒ 財産事案の中で、**関係する個別業法・個別法がなく、十分な対応ができていないもの**があるのではないか。

事例1: 「温泉付き有料老人ホーム利用権」の取引勧誘事案  
(資料4-1の54番、資料4-2の2番)

「登記済権利書が発行される」との説明を行っているが、実際には、取引の対象となる利用権の登記制度は存在しない事案

事例2: 外国通貨の取引勧誘事案(資料4-1の23番、29番、44番及び61番)

取引の対象となる外国通貨(イラクディナール等)はいつでも両替可能であり、必ず儲かるなどの説明を行っているが、実際には、国内での換金が困難という事案



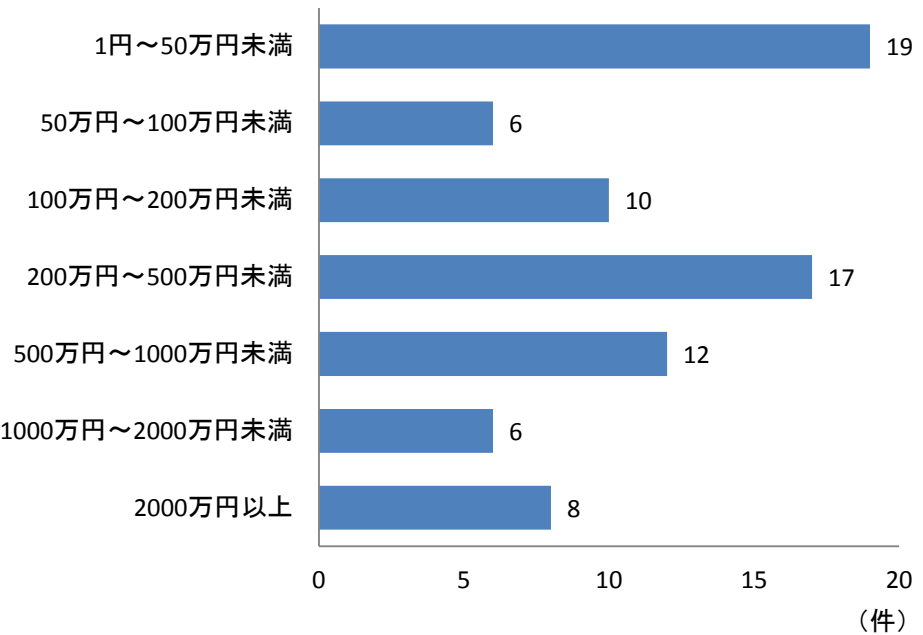
# 3. 財産事案と行政の対応との関係③

具体的な事例における被害の状況①:被害金額 (資料5)

既支払金額は少額にとどまらず、**高額な場合もある。**  
また、**取引の対象が存在しない場合等**には、既支払金額の**ほぼ全てが被害金額**となる。

(事例1)「温泉付き有料老人ホーム利用権」の取引勧誘事案  
-PI0-NET情報の集計結果 (平成23年10月24日まで登録分)

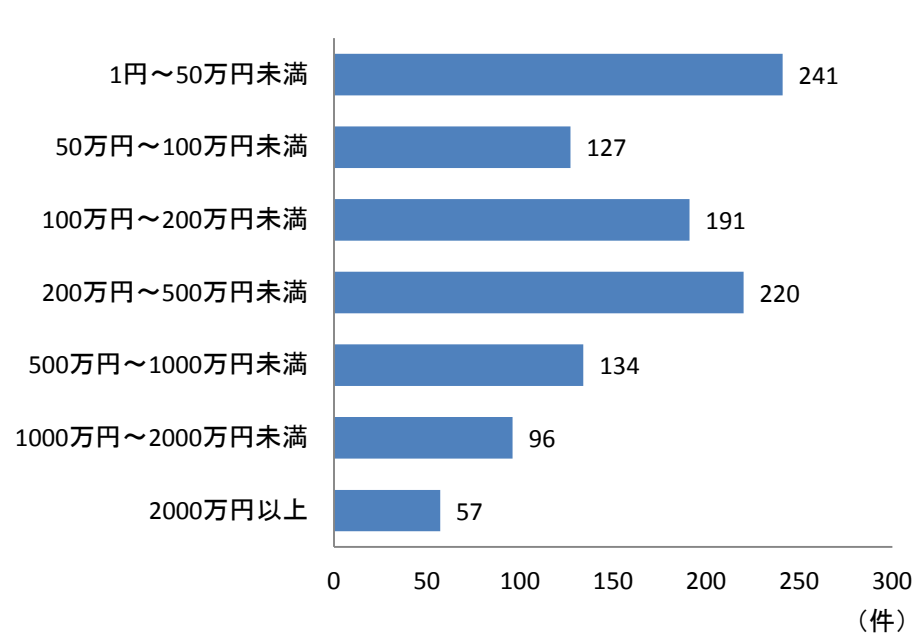
図 既支払額の分布



- 総額: 約4億7,800万円 (78件)
- 平均: 約613万円
- 最大額: 6,000万円
- 最小額: 5万円

(事例2)外国通貨の取引勧誘事案  
-PI0-NET情報の集計結果 (平成23年10月24日まで登録分)

図 既支払額の分布



- 総額: 約55億2,000万円 (1,066件)
- 平均: 約517万円
- 最大額: 1億3,000万円
- 最小額: 1万円

# 3. 財産事案と行政の対応との関係④

具体的な事例における被害の状況②: 相談者の属性 (資料5)

**比較的高い年齢層**からの相談が多い。

(事例1)「温泉付き有料老人ホーム利用権」の取引勧誘事案

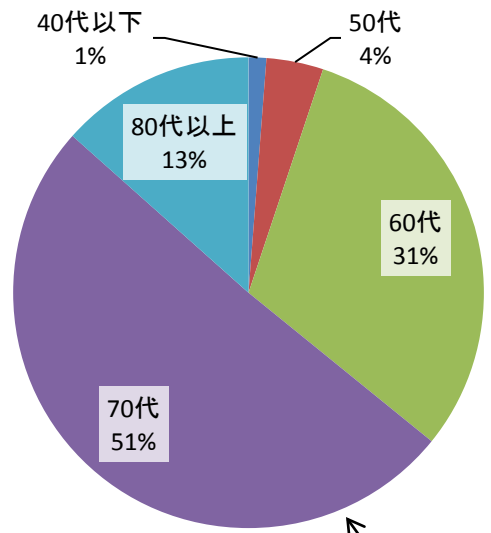


図 年齢別分布

(事例2)外国通貨の取引勧誘事案

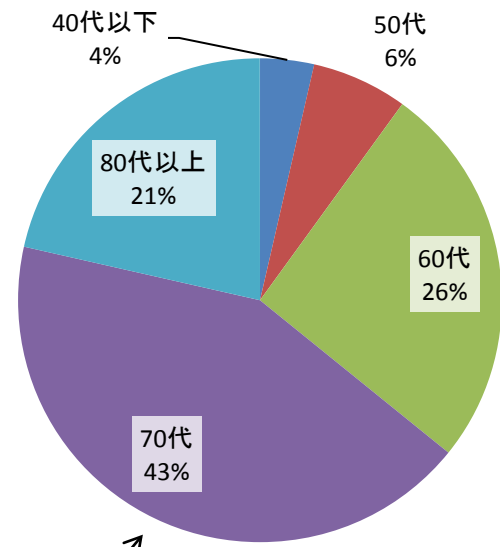


図 年齢別分布

「70代」からの相談が最も多い。

# 3. 財産事案と行政の対応との関係⑤

具体的な事例における被害の状況③:被害の広がり (資料5)

相談件数が短期集中的に増加している。また、全国的に広がっている。

(事例1)「温泉付き有料老人ホーム利用権」の取引勧誘事案

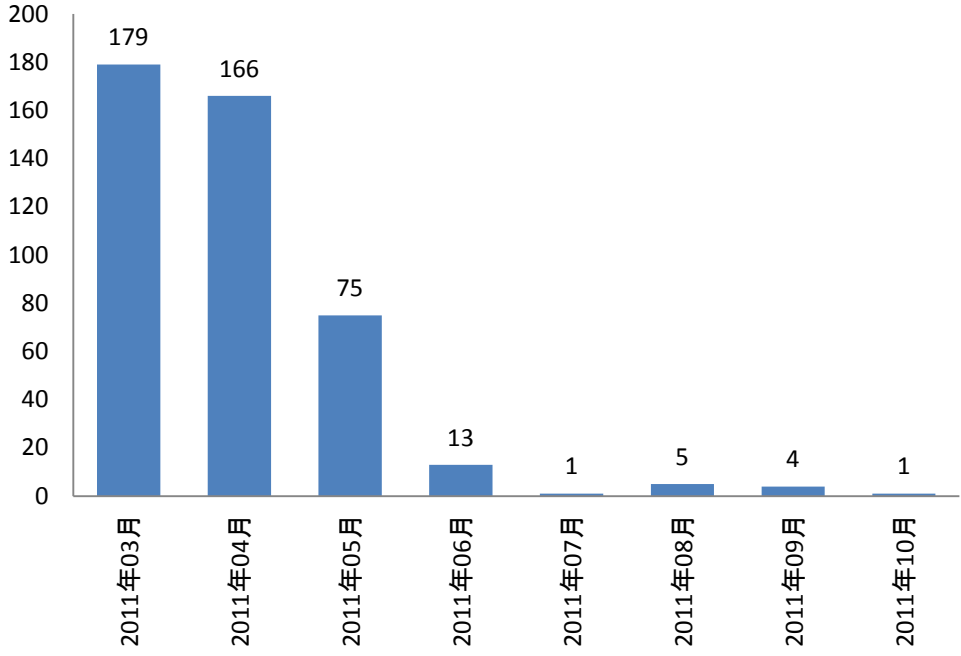


図 相談件数の推移

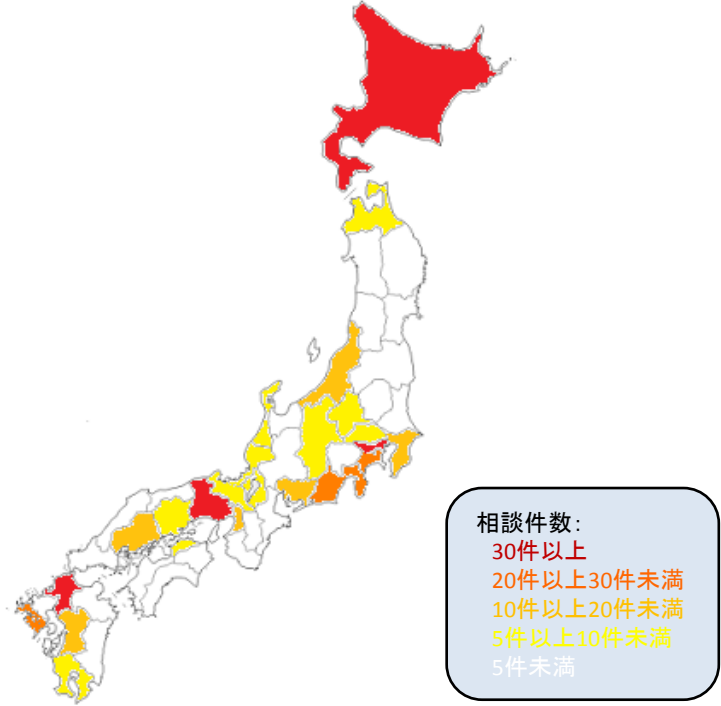


図 地域別分布

# 3. 財産事案と行政の対応との関係⑥

消費者に注意喚起(公表)を行っても、**再度被害が発生**している事例もある。  
 また、対象商品を変えて**同様の手口を繰り返す**。

(事例2) 外国通貨の取引勧誘事案

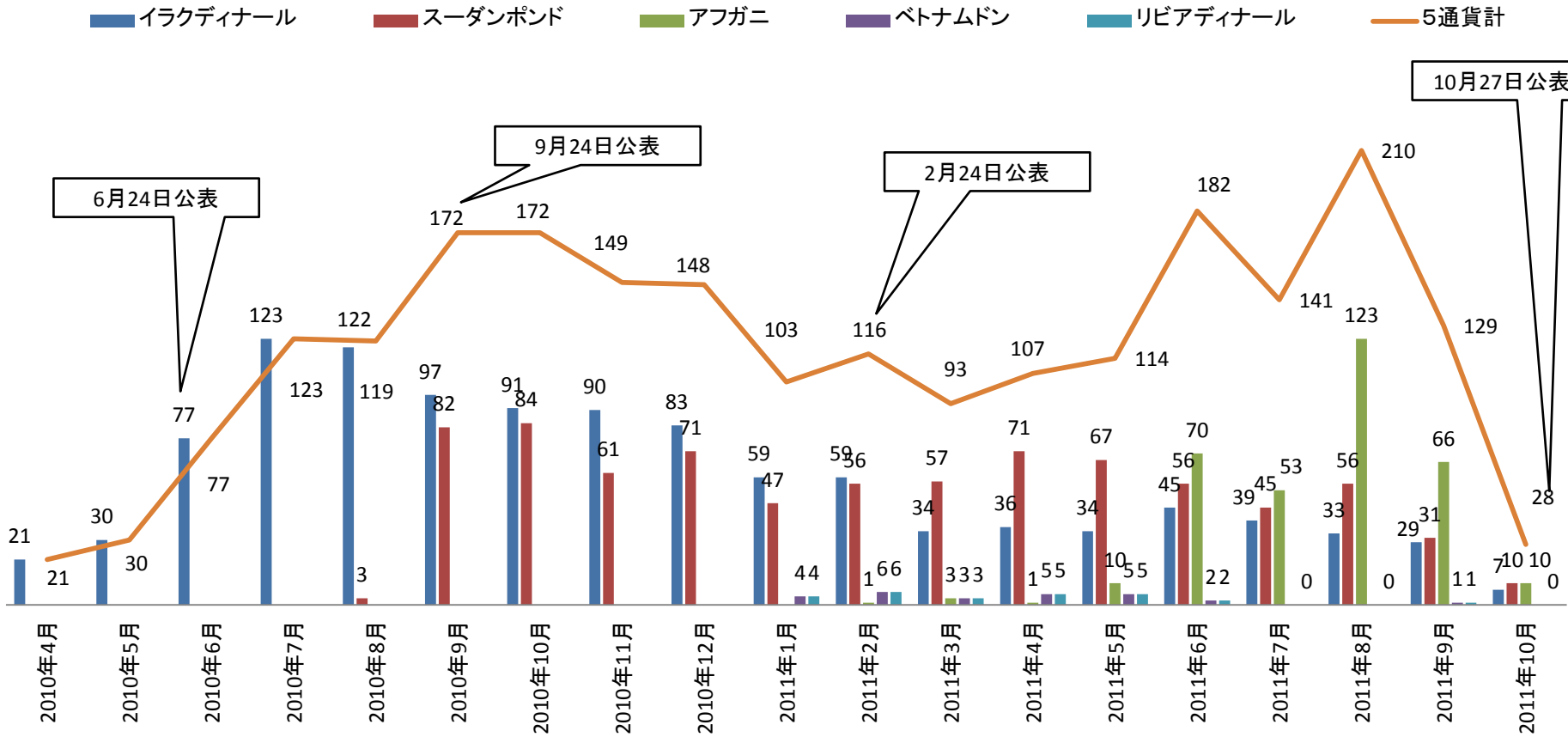


図 相談件数の推移

## 4. 行政の対応の在り方①

何をする必要があるか。

### 措置の種類①（資料6）

・業務停止命令は、個別法で**監督・規制対象となる業務の存在が前提**となる。

#### ○特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)

第七条 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第三条（中略）の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、**必要な措置をとるべきことを指示**することができる。

第八条 主務大臣は、販売業者若しくは役務提供事業者が第三条（中略）の規定に違反し若しくは前条各号に掲げる行為をした場合において訪問販売に係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同条の規定による指示に従わないときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、一年以内の期間を限り、訪問販売に関する**業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずる**ことができる。

## 4. 行政の対応の在り方②

### 措置の種類①(続き)

#### ○宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)

第六十五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許（第五十条の二第一項の認可を含む。次項及び第七十条第二項において同じ。）を受けた宅地建物取引業者が**次の各号のいずれかに該当する場合**又はこの法律の規定若しくは特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号。以下この条において「履行確保法」という。）第十一条第一項若しくは第六項、第十二条第一項、第十三条、第十五条若しくは履行確保法第十六条において読み替えて準用する履行確保法第七条第一項若しくは第二項若しくは第八条第一項若しくは第二項の**規定に違反した場合**においては、当該宅地建物取引業者に対して、**必要な指示**をすることができる。

一～四 （略）

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建物取引業者が**次の各号のいずれかに該当する場合**においては、当該宅地建物取引業者に対し、**一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずる**ことができる。

一～八 （略）

## 4. 行政の対応の在り方③

### 措置の種類②

・消費者安全法では、**監督・規制対象となる業務がなく、勧告・命令等**が定められている。

#### ○消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)

第十七条 内閣総理大臣は、商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより重大事故等が発生した場合（当該重大事故等による被害の拡大又は当該重大事故等とその原因を同じくする重大事故等の発生（以下「**重大消費者被害の発生又は拡大**」という。）の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。）において、**重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは**、当該商品等（当該商品等が消費安全性を欠く原因となった部品、製造方法その他の事項を共通にする商品等を含む。以下この項において同じ。）又は役務を供給し、提供し、又は利用に供する事業者に対し、当該商品等又は役務につき、**必要な点検、修理、改造、安全な使用方法の表示、役務の提供の方法の改善その他の必要な措置をとるべき旨を勧告**することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた事業者が、**正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合**において、**重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要があると認めるときは**、当該事業者に対し、その**勧告に係る措置をとるべきことを命ずる**ことができる。

3～5 （略）

## 4. 行政の対応の在り方④

### 調査権限①（資料7）

・個別法・個別業法では、**関係する事業者等**も調査**対象となる**場合がある。

#### ○特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)

第六十六条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者若しくは業務提供誘引販売業を行う者（以下この条において「**販売業者等**」という。）に対し報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に**販売業者等の店舗その他の事業所**に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより関連商品の販売を行う者その他の販売業者等と密接な関係を有する者として政令で定める者（以下この項において「**密接関係者**」という。）に対し報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に**密接関係者の店舗その他の事業所**に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3～8 （略）

#### ○不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)

第九条 内閣総理大臣は、第六条の規定による命令を行うため必要があると認めるときは、**当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者**に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、**当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所**に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～4 （略）



## 4. 行政の対応の在り方⑤

### 調査権限②

- ・消費者安全法では、**関係する事業者等**は、調査**対象となっていない**。

#### ○消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)

第二十二條 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、**事業者**に対し、必要な報告を求め、その職員に、**当該事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所**に立ち入り、必要な調査若しくは質問をさせ、又は調査に必要な限度において当該事業者の供給する物品を集取させることができる。

ただし、物品を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。

2 前項の規定により立入調査、質問又は集取をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## 4. 行政の対応の在り方⑥

### 財産事案において必要となる調査(イメージ)

#### (事例)「温泉付き有料老人ホーム利用権」の取引勧誘事案

○何度も代理購入を勧められ有料老人ホーム利用権を購入したが、買い取りがされないケース

電話で突然、見知らぬ買取業者(以下、A社)から、販売業者(以下、B社)が、運営業者(以下、C社)の温泉付き有料老人ホームの利用権を販売しているが、これは個人しか買えないので、代わりに買って欲しい。もし買ってくれれば、購入金額に少し上乗せした額で買い取りたい。1口20万円だが、3口にまとまるとさらに良い」との連絡があった。

その後、B社から、C社に関する有料老人ホーム利用権に関する資料と申込書が送付された。その後もA社から購入を何度も電話で勧められたため、根負けして緑社からC社の利用権を2口購入した。そうしたところ、何故かB社が1口分をサービスしてくれたので、A社に「3口用意した」と伝えたところ「3口目は月末の購入なので、決済に間に合わない。来月の買い取りになる」などと説明された。また、B社からは、サービスのはずだった3口目の代金も早く支払うようにせかされ、言われるがまま仕方なく支払った。

その後、当初の2口を買ってもらうため、A社と近くの銀行の貸室で会う約束をした。しかし、銀行に確認したところ貸室の予約が入っていなかったため、そこで初めて騙されたことに気が付いた。60万円を返金して欲しい。その後、C社の「社員券」がB社から送付されている。

出典：平成23年6月24日独立行政法人国民生活センター

「アプリコット合同会社の『温泉付き有料老人ホーム利用権』は契約しないで！」より

## 4. 行政の対応の在り方⑦

### ○事例における関係図

温泉付き有料老人ホームの運営

運営業者(C社)

買取業者(A社)

利用権の販売委託

販売業者(B社)

利用権買い取りの勧誘

利用権の販売

消費者

### ○調査の必要性

上記のような関係が疑われる場合には、**販売業者(B社)以外の事業者**に対しても、調査をする必要があるのではないか。